Elonas. KouMUKAI
1-1307, 1-6 Asahimachi, Abeno, OSAKA, Jap.
2, Nov, '84 N-ro 284
イオム通信
大阪市あべの区旭町1-6, 1-1307 向井孝

▼ 評伝へ山鹿泰治―アナキズムとエスペラント〉増補新装版 12月上旬刊行。それで前号のイオムにもかいたが、〈直接行動〉〈三号までで それつきり途絶してる〉の予約で前金を頂いたままになってる方に、新版を送ることで違約のおわびとしたい。大へん恐縮だが、申込んだ気がする方、確認のため、ハガキでどうかご一報下さい。

▼ イオムを読んで下さる方は、送付用封筒（宛名記入、70円切手貼付）5〜10枚ぼく宛お送り下さると幸いです。封筒がなくなりかけたら、「封筒あと一枚」「封筒切れ」と表記しておしらせします。イオムは「非暴力直接行動」「おさき まっくら」「ハラハラ通信」「オーアルバーロ」その他、その都度、残部のあるものを宣伝見本の意味で同封しています。イオムは無料ですが、それらの定期購読は、それぞれに有料又はカンパ歓迎ですので、どうかよろしく。

仲間の一人田中勇之進が甘粕の弟を殴って軽傷を与えて捕えられた。（23年10月） ㋑ ずるずるこのままではダメだ。どうしてもおとまった資金をつくってと思った古田大次郎が中心となり、15銀行小阪出張所閉店後の現金運搬を待ちうけ、強奪を決行した。がカバンをかえて枚さぬ老行員をあやまって刺殺、資金奪取は失敗に終った（10月16日）数日後河合、小西、ついで内田、茂野、小川がアジトで逮捕された中浜は病気で臥床中（神戸にいて）その件に関係がなかったが、古田と打合せて東京へとんだ。（ちなみにいわゆる『ギロチン社事件』とはアナキストが関与していたということを別にすれば、それだけの、新聞でよくみかけるありふれた強盗殺人事件にすぎないものだった。）

㋺ 東京へとんだ古田、中浜は船橋の海水浴場にアジトをつくったが、ピストルと爆弾入手のために古田がまず朝鮮にわたった。ついで中浜、和田（別宮に福田大将を狙っていた）と、交互に渡鮮し、武器入手に奔走するが中浜はその買入不足金の調達のため、大阪へ舞い戻って、鐘紡武藤社長を訪ねたところを逮捕された（24年4月） ㋩ 朝鮮での入手をあきらめた古田は、倉地が工事現場から盗み出したダイナマイトで爆弾をつくることとし、24年8月爆破実験に成功。和田が逮捕された本富士署に投入したが不発。福田大将宅へ送ったい包爆弾は茶の間を爆破。銀座四丁目市電軌道上においた音響爆弾も市電がそれを避けて爆発し世間の耳目をあつめた。しかし9月16日の決行日を目前にして、9月10日、かくれ家にふみこまれ、村木と共に逮捕された。 ㋥ 一方大阪では、中浜、小西らを脱獄させる法廷爆破計画が、発覚。山田正一、小西武夫、小西松太郎、藤部治助らが逮捕。 ㋭ 倉地逮捕（10月） ㋬ 11月倉地に殺されて爆弾ケース手を作ったり運んだりした関連で、新谷外6名逮捕。―ということですべてが終ったのである―

× × × ×

さてその裁判は東京と大阪にわかれて行われたが、関連者22名は次のよう。

前例や法常識では考えられない、極刑、重刑だった。 死刑―2（中浜古田） 無期―2（小西、河合） 14年―3（内野、小川、茂野） 12年―2（伊倉、倉地） 8年―3（小西武夫、山田（この2は獄死）田中） 5年〜1年―5（とくに爆弾の製造実行者の中浜は一審のまま上告せず、中浜は一審では無期だったが、検事控訴の二審で死刑の判決をうけると、弁護士の上告のすゝめをことわって、古田のあとを追 刑死した。

× × × ×

ところで23年9月、関東大震災で多数の朝鮮人を虐殺した権力は、海外から殺倒する非難の云い訳として、在日朝鮮人

自由民権運動百年〈爆裂弾伝説〉―反爆取（爆発物取締罰則）11・4集会の中でやった秋山清さんとの対談「ギロチン社事件」で、しゃべりきれなかった一部分をちょっと丈、かいとこうと思った。ところが……

いま『ギロチン社事件』の意味

まず世にいう「ギロチン社事件」のあらましを云っておかねばならない。と、これがまたすこぶる全体というか、事件の経過が、さっぱりつかみにくい。でっちあげにしろ何にしろ、ふつうは裁判記録が、その全貌をあますところなく伝えているものだが、これは、何か中心となることをすっぽりと抜かして、その部分に何とか触れないよう、外側の末梢の現象を、ひたすら事大にとりあげているようにみえる。しかも裁判は、東京、大阪、京都に分れ、相互の脈絡を一そう錯綜させ、別箇に扱うことで尚さらわからなくしている。それへ福田大将狙撃事件の和田久太郎（無期、控訴せず秋田刑務所内で獄死）と村木源次郎（獄死）をからませて、別箇の流れを中心にみせかけているのである。

1 ギロチン社事件とは

ともかく一九二三年〜四年にかけておこったこの事件を表面にあらわれたもので、時間的に列記していくと―

㋑ 22年〜23年10月頃まで、鐘紡・三越・東洋紡など―当時の言葉でいう会社廻りのリヤクでの活動資金あつめ。その内、仲間一がリヤクでおどしに使ったピストル誤射で逮捕、ということが発生）集めた金は共同生活で費消してなかなかたまらなかった。 ㋺ 大杉虐殺報復のため、

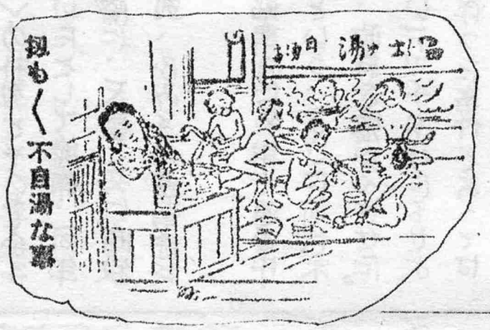

埼玉暴徒一千人

信州路に亂入

（二・二〇、時事）去る八日午後時信州小諸發の電報は左の如し
埼玉縣暴徒千人許り東山銀行破壊シテ新潟村遷ヲ徘徊セリ
又八日午後六時發信州小諸より電報は左の如し。
埼玉縣ノ暴徒

無政府主義者の中心だった〈不逞社〉の朴烈とその妻金子ふみ子を、爆弾を入手しようとしていたとして逮捕。同年秋に予定されていた皇太子の婚儀の際に、天皇と共に暗殺する計画だったという、いわゆる朴烈、ふみ子大逆事件をデッチあげ、喧伝した。

ところが、同年12月27日、議会へ臨席のため車で通過中の皇太子に対して、杖銃を発射するという、まさに前代未聞の〈難波大助虎の門事件〉が惹起、政府を震かんさせた。

朴烈の事件は未遂で影かたちもないデッチあげにもせよ、しかし引続いてこんどは実行行為を伴った事件とあっては責任も免れえない。その苦慮の最最中に、このギロチン社事件の全貌が発覚し、またまた権力はその收拾に狼狽することになった。つまり22年来日した英国皇太子暗殺計画と未遂（中浜が担当し、古田が予備の役割だった）、つづく目標、摂政皇太子ヒロヒト暗殺を目的として、ギロチン社がつくられたーということが出てきた時、権力はむしろその事実を糊塗し抹消してしまいたい思いに駆られたーにちがいない。

一番さいごまで逃げていた倉地啓司が逮捕され、東京へ連行される列車の中で護送の刑事が、「そのことについては一切知らんふりをせい」と口止めした話や、裁判所廊下ですれちがいざま、古田が「ムスコのことは云うな」とささやいた、という後年出獄してからの思い出は、明らかに古田らの裁判で、権力との黙契のようなものがあったことを傍証している。

つまり、ヒロヒト暗殺計画を明らかにするかぎり、ギロチン社全員は、大逆罪＝死刑判決以外にはありえない。それを忱せることで、古田は死刑を自分だけにとどめようとし、中浜はその古田との血盟に殉じたのだった。——ギロチン社の古田、中浜の死刑！それは、〈大逆罪〉を陰蔽するかどうかにかかわりなく、「かれらはヒロヒトを狙った。だから〈死刑〉以外にはないのだ」という、権力の絶対意志の貫徹を、何よりも〈爆発物取締罰則〉（略称爆取）によって果したということだった。さらに、〈爆取〉の無制限ともいえる連座の規定で、全員に異常なまでの重刑判決を下しながら、このギロチン社事件を、一般の刑事事件にまぎれ込ませて、彼らがやろうとしたことの意味を、とにもかくにも糊塗したーということだった。

ところで　2　虹作戦への判決

一九七四年八月十四日、東アジア反日武装戦線部隊が当日帰京する天皇の塔東列車を、荒川鉄橋通過の際に爆破しようとした〈虹作戦〉未遂事件を、権力の出方とその立場という一点でみると、60数年前のギロチン社事件と、おどろくほど共通しているのに気付く。いいかえると、天がらみの事件に対する権力は、いまも昔も、たゞたゞ事をかくして闇の中で始末しようとするのである。

戦後は、刑法改正によって〈皇室に関する罪〉（刑法73条～76条）いわゆる〈大逆罪〉〈不敬罪〉が才一に抹消され、もはやありえぬものとなった。そのありえないということに全くか、わりなく、例えば東アジア反日武装戦線の一審二審を通じての判決ー大道寺将司、片岡利明君への死刑、黒川芳正君の無期、荒井まり子さん8年！にみられる、まさに大逆罪は権力の刑執行意志の裡に、いまも厳然と生きつゞけているーということである。

しかも権力は、〈虹作戦〉を小さく目立たさず、くゞがうかうが気付かぬよう片隅におしやって処理することにおいて、終始、裁判を一貫させながら、一方、三百余人の死傷者をはからずも出した三菱本社ビル爆破事件に対しては全力的なマスキャンペーンと世論をリードした宣伝で、人々を眼くらました上で〈虹作戦〉をうしろにおしやり、あわせて〈爆取〉が天皇制そのものとしての〈治安法〉であることを蔽いかくすのである。（〈爆取〉については、ふうきさん「パラ、ラ通信」に要領よくかいている。ぜひ参照）

3　大逆罪と「爆取」

彼らー東アジア反日武装戦線への、死、重刑攻撃問題を人々に伝えようとして、必ずぶつかるのは、「三菱ビル爆破で三百余人の死傷、ということからすれば、死刑は当然」という、「キャンペーン」にのせられた声だ。

しかし裁判での陳述や、手記などですでに充分明らかにしているようにー〈三菱ビル〉に、鉄板爆破用の大型のものを転用した作戦の誤り。そのための人命殺傷。とくに爆発がひきおこした二次的なー高層ビルの窓から落下飛散した多量のガラス片から生じる、予測しえなかったー事態）ー彼らに無差別に市民を殺傷する意図があったのでは決してない。いわば過失の致傷、致死ともいえるものなのだ。！

ーいや、それでもなおその多数な殺傷が問題といえるかもしれない。が例えばその頃、大阪天六地下鉄工事で配管破損によるガスの充満と近隣民家住民多数を死傷した大爆発や、堺の密集市街にかってかねて危険を云われていた大セル工場タンク爆発による広汎な被害事故などの責任者が、罰金や執行猶予であることと比べてみれば、彼ら、東アジア反日武装戦線に対する（死刑）判決の意味は、露骨なまでに明らかである。

× × × ×

「おまえはヒロヒトを狙った。だから死刑以外にない」という〈大逆罪〉、それに示される権力の絶対意志ー死刑の質徴こそが大道寺、片岡両君への判決の真の内容である。そして、大逆罪が法文としてあろうがなかろうが、それを適用するかどうかには全くかーわりなく、それが60余年前の過ぎ去った歴史として済んでしまったことではなく、いま現在なお、全く同じ事態として存在するーそのことを一そう明らかに見し出すものとして、ギロチン社事件の意味は、ある。

とすれば、そのようにして見し出された〈大逆罪〉に、気付かず知らず、彼ら二人の死刑判決をうかうかと放置しながらぼくらはいまのいま、一体何をするというのか!!

▼〈東アジア反日武装戦線の三人の死刑に反対・署名にあり様を下さい。〉11月6日